

農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領 新旧対照表

改正後	改正前	改正内容
<p style="text-align: center;"><b>農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領</b></p> <p style="text-align: right;">[最終改正] <u>平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達 令和5年7月12日付け施管第401号農政部長通達</u></p> <p><b>第1～第3 略</b></p> <p><b>第4 補助金等の交付の決定の通知</b>                      1 総合振興局長等は、規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知（実績で交付申請をすべきこととされている補助金等について規則第15条の規定による補助金等の額の確定の通知を併せて行う場合を含む。）を、次に掲げる指令書により行うものとする。                      (1)～(26) 略  <u>(27) 畑作等促進整備事業 別記第1～27号様式</u></p> <p>2～4 略</p> <p><b>第5 略</b></p> <p><b>第6 事業着手届</b>                      補助事業者等は、第4の1の(2)、(3)、(7)、(8)、(10)、(11)、(15)、(16)、(17)、(19)、(20)、(22)、(23)、<u>(25) 及び (27)</u>に掲げる補助対象事業に着手したときには、別記第5号様式の事業着手届を提出しなければならない。                      ただし、国の補助金等交付要綱などで定める交付決定前着手届を提出している場合は、当該事業着手届の提出は不要とする。</p> <p><b>第7～第17 略</b></p> <p><b>第18 補助金等の確定額</b>                      補助金等の確定額は、次のとおりとする。                      1～3 略                      4 第4の1の(4)、(5)、(6)、(7)、(10)、(11)、(12)、(16)、(19)(20)、(21)、(22)、(23)、<u>(24) 及び (27)</u>に掲げる事業の場合（(6)及び(12)に掲げる事業については、実績に基づく交付決定の場合に限る。）                      補助基本額に補助率等を乗じて得た額とする。                      5～7 略</p> <p><b>第19～第28 略</b></p> <p>別記第1～1号～26号様式 略</p>	<p style="text-align: center;"><b>農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領</b></p> <p style="text-align: right;">[最終改正] <u>平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達 令和5年4月3日付け施管第128号農政部長通達</u></p> <p><b>第1～第3 略</b></p> <p><b>第4 補助金等の交付の決定の通知</b>                      1 総合振興局長等は、規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知（実績で交付申請をすべきこととされている補助金等について規則第15条の規定による補助金等の額の確定の通知を併せて行う場合を含む。）を、次に掲げる指令書により行うものとする。                      (1)～(26) 略  <u>(新設)</u></p> <p>2～4 略</p> <p><b>第5 略</b></p> <p><b>第6 事業着手届</b>                      補助事業者等は、第4の1の(2)、(3)、(7)、(8)、(10)、(11)、(15)、(16)、(17)、(19)、(20)、(22)、(23) <u>及び</u> (25)に掲げる補助対象事業に着手したときには、別記第5号様式の事業着手届を提出しなければならない。                      ただし、国の補助金等交付要綱などで定める交付決定前着手届を提出している場合は、当該事業着手届の提出は不要とする。</p> <p><b>第7～第17 略</b></p> <p><b>第18 補助金等の確定額</b>                      補助金等の確定額は、次のとおりとする。                      1～3 略                      4 第4の1の(4)、(5)、(6)、(7)、(10)、(11)、(12)、(16)、(19)(20)、(21)、(22)、(23) <u>及び</u> (24)に掲げる事業の場合（(6)及び(12)に掲げる事業については、実績に基づく交付決定の場合に限る。）                      補助基本額に補助率等を乗じて得た額とする。                      5～7 略</p> <p><b>第19～第28 略</b></p> <p>別記第1～1号～26号様式 略</p>	<p>畑作等促進整備事業の追加</p>

農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領 新旧対照表

改正後	改正前	改正内容								
<p>別記第1-27号様式（第4-1関係）</p> <p>（記号）第 号指令</p> <p style="text-align: right;">（交付事業者等）</p> <p>年 月 日に申請のあった畑作等促進整備事業については、申請内容のとおり承認し、交付金事業の成果を成し遂げたときは、金 円を交付します。ただし、次の事項を守らなければなりません。</p> <p>年 月 日 北海道 総合振興局長（振興局長） 印</p> <p>1 この交付金の交付の対象となる交付事業の名称及び経費並びに交付金の額及び完了期限は、次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="208 672 1278 768"> <thead> <tr> <th>交付事業名</th> <th>交付対象経費</th> <th>交付金の額</th> <th>完了期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>畑作等促進整備事業</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>年 月 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 交付金事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。</p> <p>3 交付金事業が期限までに完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、その指示を受けなければなりません。</p> <p>4 交付金事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長（振興局長）に提出し、また、総合振興局（振興局）の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。</p> <p>5 この交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って交付金事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。</p> <p>6 前項の命令に違反したときは、当該交付金事業の遂行を一時停止し、並びに当該交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。</p> <p>7 この交付金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。</p> <p>8 交付金事業に着手したときは、速やかに事業着手届を、当該事業に係る工事請負又は業務委託の契約を締結したときはその都度当該契約書の写しを総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。当該契約を変更した場合も、また同様とします。</p> <p>9 交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、交付金事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。</p> <p>10 前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、畑作等促進整備事業交付金交付等要綱（令和5年4月1日付け4農振第3102号農林水産事務次官依命通知）で定める指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはなりません。</p> <p>11 交付事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければなりません。</p> <p>12 交付金事業に係る建設工事が完成したときは、速やかに完成した工事ごとに工事完成届を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。</p> <p>13 交付金事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該交付金事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。</p>	交付事業名	交付対象経費	交付金の額	完了期限	畑作等促進整備事業	円	円	年 月 日	<p>（新設）</p>	<p>畑作等促進整備事業の追加</p>
交付事業名	交付対象経費	交付金の額	完了期限							
畑作等促進整備事業	円	円	年 月 日							

農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	改正内容
<p>14 <u>この交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る交付金事業の成果が適合しないときは、当該交付金事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。</u></p> <p>15 <u>額の確定通知を受けた後において、交付事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、総合振興局長（振興局長）に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出しなければなりません。</u></p> <p>16 <u>交付金事業に関する帳簿及び書類を備え、この交付金事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該交付金事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。なお、交付事業に関する帳簿及び書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができます。</u></p> <p>17 <u>次の各号のいずれかに該当するときは、この交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された交付金があるときは、その返還を命ずることがあります。交付金の額の確定があった後においても、また同様とします。</u>  <u>(1) この交付金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの交付金を使用しないとき。</u>  <u>(2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの交付金を過大に請求し、又は受領したとき。</u>  <u>(3) 交付金事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が交付事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。</u>  <u>(4) 交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けず、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。</u>  <u>(5) 前各号に掲げる場合のほか、交付金事業等に関して、この交付金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長（振興局長）の処分違反したとき、又は不正な行為をしたとき。</u></p> <p>18 <u>交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。</u></p> <p>19 <u>交付金の返還を命ぜられ、当該交付金及び違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した交付金（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の交付金」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の交付金等と未納付額とを相殺することがあります。</u></p> <p>20 <u>交付金事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。</u></p> <p>21 <u>農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）に定める財産を、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。ただし、交付された交付金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合には、この限りではありません。</u></p> <p>22 <u>前項の申請により承認を受けた場合において、交付金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。</u></p> <p>23 <u>前項に定める場合を除くほか、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。</u></p> <p>24 <u>交付金事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件）を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を総合振興局長（振興局長）に報告し、その承認を受けなければなりません。</u></p>		

農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領 新旧対照表

改正後	改正前	改正内容
<p>25 交付事業者は、交付金事業の執行に当たり、法令の定めによるほか、畑作等促進整備事業交付金交付等要綱（令和5年4月1日付け4農振第3102号農林水産事務次官依命通知）、畑作等促進整備事業実施要領（令和5年4月1日付け4農振第3103号農林水産省農村振興局長通知）、畑作等促進整備事業実施事務取扱要領（令和5年5月31日農地第90号農政部長通知）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領（平成8年4月1日付け土指第3号農政部長通達）及びこの決定の内容に従い、善良な管理者の注意をもって交付金事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。</p> <p>26 第4項の遂行の状況に関する報告のほか、交付金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。</p> <p>27 定率助成による農業用排水施設、定額助成による末端畑地かんがい施設の整備及び用水路等の更新整備を行うものについては、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により受益地の10分の1以上（その受益地の面積が100ヘクタールを超えるときは、受益地のうち10ヘクタール以上。）の転用が行われた場合、定率助成による暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道等、農地造成、農用地の保全、小規模園地整備、定額助成によるほ場の区画拡大、暗渠排水、湧水処理及び土層改良を行うものについては、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により10アール以上の受益地が転用された場合には、以下の場合を除き、交付金返還額の算定方法（交付金返還額＝返還対象交付金の総額×転用受益地の面積／受益地の総面積）により算定される交付金額（総合振興局長（振興局長）がこれより少ない金額を定めたときは、その定めた金額）に相当する部分を道に返還しなければなりません。</p> <p>（1）土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示（ほかの法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供する場合</p> <p>（2）受益地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、総合振興局長（振興局長）が返還させないことを相当と認める場合</p> <p>（3）上記のほか、総合振興局長（振興局長）が特にやむを得ないと認める場合</p> <p style="text-align: center;">（ 部 課 係 ）</p>		
<p>注1 交付事業者が市町村の場合にあつては、第9項及び第10項を削除すること。</p> <p>2 交付事業者が市町村以外の場合にあつては、第11項を削除すること。</p> <p>3 交付決定前着手届を提出している場合にあつては、第8項中「事業に着手したときは速やかに事業着手届を、当該」を削除すること。</p> <p>別記第2号～20号様式 略</p>	<p>別記第2号～20号様式 略</p>	